



# 埼玉県報

第 2750 号  
平成 27 年(2015 年)  
11 月 20 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 所沢東町地区市街地再開発組合設立に伴う届出（市街地整備課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（川越県税事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センター新病院移転業務委託に関する落札者等の公示（小児医療センター）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野みらい

三 代表者の氏名

水谷 敏彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市市沢二丁目十四番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、ふじみ野市及び隣接市町の住民に対し、地域課題の解決に資する活動を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人ヒューマンネットワークサービスク埼玉

（変更後） 特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク

三 代表者の氏名

桑原 哲也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目二千七百九十六番一

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、市民に対して、介護保険制度のはざまにある介護サービス適用困難者への対応、障がい者の雇用、社会参加を促進するため関係機関と連携し、情報の交換及び共有を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、市民に対して、災害時における被災者相互支援を行い、介護保険制度のはざまにある介護サービス適用困難者への対応を促進するため関係機関と連携し、情報の交換及び共有を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十四号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫（仮称）戸田駅前商業施設

埼玉県戸田市大字新曾七百四十一外（新曾第一土地区画整理事業地内百二十四街区）

##### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 違法駐車等が発生しないように、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

(2) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できる環境を創出するため、交通整理員の配置や警備員等による見回り、注意喚起等、違法駐車車両や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いいたします。

(3) 違法駐車させない雰囲気づくりのため、違法駐車を禁止する表示をする等の対策を講じるようお願いいたします。

(4) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いいたします。

(5) 当該施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をはじめとしたバリアフリー化の基準が適用になるため、移動等の円滑化が図られると考えますが、完成後には多くの利用者が想定されることから、バリアフリー化の維持管理について徹底するようお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十日から平成二十七年十二月二十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川日野字落倉一五一、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八、字姥ヶ平一九二三、字ヲバタ一九三九、字蟬一九四一のから一九四一の三まで、字倉掛ヶ一九四四の一、一九四四の二、一九四五（次の図に示す部分に限る。）、字世戸沢一九四六（次の図に示す部分に限る。）、荒川白久字相浦一九九三の一、字岩峯一九九四から一九九七まで、一九九九のから一九九九の七まで、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇一から二〇〇三まで、字本谷二一九八の一、字山居平二一九九、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇三から二二〇八まで、字船沢二二〇九、二二一〇、二二一一の一、二二一一の二、二二一二、字二見谷二二一三、二二一四の一、二二一四の二、二二二五、字聖前二五三八の一、二五三八の二、二五三九、二五四〇、二五四一の一、二五四一の三、二五四二から二五四七まで、二五四八のから二五四八の三まで、二五四九から二五五五まで、荒川上田野字南山二五七三から二五七七まで、荒川白久字聖前二五四一の一地先・二五四二地先・二五四三地先・二五四四地先・二五四八の一地先（以上五筆地先。次の図に示す部分に限る。）、荒川上田野字南山二五七九（次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 三 変更後の指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に関わる伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁

及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量）

### 三 作業地域

川口市八幡木一丁目及び八幡木三丁目地区

### 四 作業期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十八号

平成二十七年埼玉県告示第千五百一十一号で公示した公共測量は、平成二十七年九月三十日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十九号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

幸手市南二丁目地内外

### 四 作業期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により所沢東町地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 田畑 大介

住所 埼玉県所沢市東町十二番十三号

# 告示

## 埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越県税事務所長 林 裕 治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社山口油材	代表取締役 山口 佳郎	埼玉県川越市大字小仙波六百七十一	平成二十七年九月三十日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月二十日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第十三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十七年 十一月十一日	指定の年月日
日高市大字高萩字梨ノ木二千三百三十八番一から 二千三百四十番三まで 日高市大字高萩字堀之内二百十九番 日高市大字高萩字堀之内二百二十七番三から 二百二十五番一まで 日高市大字高萩字王神二千四百三十六番三から 二千四百三十六番四まで 日高市大字高萩字梨ノ木二千三百四十番三から 字王神二千四百三十六番五まで 日高市大字高萩字西新宿二千三百十五番七から 二千三百十二番三まで 日高市大字高萩字西新宿二千三百十二番四から 二千三百十二番一まで 日高市大字高萩字上宿六番一から 六番五まで	指定に係る道路の位置
八・九九 二十四・八五 百四十・七二 三十・〇 百七十四・四五 十四・〇 八十六・一六 四十七・一五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
十八・〇 十六・〇 十六・〇 十三・〇 十三・〇 十三・〇 十三・〇 九・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

日高市大字高萩字王神二千四百三十五番三から 二千四百四十一番まで	七十七・〇	九・〇	
日高市大字高萩字王神二千四百三十五番四から 二千四百三十五番三まで	三十九・三四	九・〇	
日高市大字高萩字下宿七十番一から 字六郎ヶ谷戸百四十九番一まで	百六十三・二七	五・〇 〽 六・〇	
日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百三十番二	六・四八	六・〇	
日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百四十九番一から 百五十一番二まで	十・四	六・〇	
日高市大字高萩字上宿十二番から 五十二番四まで	五十三・〇八	六・〇	
日高市大字高萩字上宿十四番一から 十四番二まで	二十・六五	六・〇	
日高市大字高萩字拾石二千三百六十番一から 字王神二千四百二十七番七まで	二十七・〇	六・〇	

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年十一月十九日第二十五号、平成二十三年一月十三日第十号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一



取消番号	第十三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	平成二十七年十一月十一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>日高市大字高萩字堀之内二百二十五番二から 二百二十七番二まで</p> <p>日高市大字高萩字王神二千四百四十一番から 二千四百二十五番二まで</p> <p>日高市大字高萩字下宿六十九番一から 七十番二まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百二十・〇</p> <p>七十七・〇</p> <p>六十三・〇</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達案件名及び数量

埼玉県立小児医療センター新病院移転業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 27 年 10 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

日本通運株式会社 埼玉支店

埼玉県さいたま市中央区下落合 1079 番 1 号

5 落札金額

648,500,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 27 年 8 月 21 日

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県下水道事業における財務に関する事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
棚卸資産の計上漏れ【報告書70ページ】	<p>【指摘1】棚卸資産の計上漏れ</p> <p>県は、公社から薬品の返品について知らされていなかったために、その返品の実事を認識していなかった。そのため、期末時における返品薬品が棚卸資産として計上されていない。つまり、公社にも県にも計上されておらず、宙に浮いた状態であった。</p> <p>ちなみに、平成25年度末における薬品の棚卸資産計上漏れは、約76百万円である。</p>	埼玉県下水道公社と協議を行い、未使用の薬品等については、平成26年度決算から下水道公社の棚卸資産として計上を行うこととした。	下水道管理課
固定資産台帳と現物の不一致【報告書88ページ】	<p>【指摘2】固定資産台帳と現物の不一致</p> <p>新設工事が開始されたことにより、対応する旧設備自体は撤去されたが、新設工事の完成に合わせて旧設備の除却報告書を提出していた。そのため、現物は撤去済みにもかかわらず台帳上は資産が存在していることになっており、実態と処理が不一致となるなどのケースがあった。</p> <p>また、一体として稼働している施設を除却する際に、部分的な除却がなされても、全ての施設が除却されるまでは除却報告書を提出していない。これも、実態と処理が不一致となるケースである。</p> <p>固定資産台帳上の資産と現物の資産は常に一致させるべきである。そのために、適切な時期に除却の報告書が提出されるような業務フローの改善や、定期的な実査の実施など、固定資産管理に関する事務処理を改善していく必要がある。</p>	<p>平成27年6月に下水道局における固定資産の会計処理や管理方法をまとめたマニュアルを作成した。</p> <p>その中で、固定資産を更新、廃棄した場合は除却処理を行い固定資産台帳から除外することを明記した。</p> <p>また、固定資産台帳と現物の一致を確認するため、毎事業年度の実査について統一的な方法を定め、平成27年9月11日までに全ての事務所で実地照合を完了した。</p>	下水道管理課

## 告示

### 埼玉県監査委員告示第十七号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として監査委員が適当と認めるものを監査委員に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告示

## 埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

### 一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第三号

### 二 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

### 三 事業の種類

一般国道四〇七号改築工事（埼玉県東松山市大字下野本字久保原地内から同市大字下野本字後拝地内まで）

### 四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県東松山市大字下野本字下野本

地番 六八四番一

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 登記簿 千二十四平方メートル

実測 千十六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二百三十七・六七平方メートル

### 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 柴生田 夏吉

住所 埼玉県東松山市大字下野本七一九番地

ただし、同人は平成二年二月二十六日死亡

法定相続人

氏名 伊藤 絹子（持分六四分の八）

住所 神奈川県横浜市西区戸部町五丁目二〇一番地

氏名 柴生田 光政（持分六四分の八）

住所 埼玉県東松山市御茶山町五番地一七

氏名 柴生田 民子（持分六四分の二）

住所 埼玉県東松山市大字下野本六八四番地三

氏名 岩口 由美（持分六四分の三）



住 所 埼玉県東松山市大字柏崎八六八番地一六  
氏 名 田 嶋 聖 恵（持分六四分の三）  
住 所 埼玉県東松山市御茶山町二三番地二  
氏 名 柳 澤 良 子（持分六四分の八）  
住 所 埼玉県東松山市材木町一四番地一八号  
氏 名 堀 節 子（持分六四分の八）  
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目二〇番地四  
氏 名 柴生田 茂（持分六四分の八）  
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九番地三  
氏 名 柴生田 多恵子（持分六四分の八）  
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九番地三  
氏 名 柴生田 実（持分六四分の八）  
住 所 埼玉県東松山市大字下野本七一九番地一

ただし、持分については法定相続割合である。

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏 名 埼玉中央農業協同組合

代表理事 利根川 洋 治

住 所 埼玉県東松山市加美町一番二〇号

権利の種類 根抵当権

# 告示

## 埼玉県収用委員会告示第三号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

### 一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第三号

### 二 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

### 三 事業の種類

一般国道四〇七号改築工事（埼玉県東松山市大字下野本字久保原地内から同市大字下野本字後拝地内まで）

### 四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県東松山市大字下野本字下野本

地番 六八四番三

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 四百九十六・〇八平方メートル

実測 四百九十六・六三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四十五・八〇平方メートル

### 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 柴生田 民子（持分四分の二）

住所 埼玉県東松山市大字下野本六八四番地三

氏名 岩口 由美（持分四分の一）

住所 埼玉県東松山市大字柏崎八六八番地一六

氏名 田嶋 聖恵（持分四分の一）

住所 埼玉県東松山市御茶山町二三番地二

### 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 埼玉中央農業協同組合

代表理事 利根川 洋治

住所 埼玉県東松山市加美町一番二〇号

権利の種類 根抵当権

# 告示

## 埼玉県監査委員告示

### 第一号

## 埼玉県代表監査委員告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

埼玉県代表監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規

埼玉県監査委員

程（平成十六年

告示第一号）の一部を次のように改正する。

埼玉県代表監査委員

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。